

地域住民等からの意見聴取のための概要を公告したことを証する書面

公 告

このたび旭川市の一部を受益地域とする土地改良（豊田第 1 地区（農業用排水施設、区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 8 5 条第 5 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第 8 5 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第 8 5 条第 7 項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和 8 年 9 月 11 日

申請人 上川郡東川町新栄南 10 の 1 斎藤 雅紀
旭川市東旭川町豊田 375 番地の 2 佐藤 絢也

（1）関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

（2）縦覧期間

令和 8 年 9 月 11 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

（3）縦覧場所

旭川市のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

i n f o @ t o u w a . o r . j p

（2）意見書の提出期限

令和 8 年 9 月 30 日（必着）

（３）意見書の提出上の注意

- ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。
- ウ 電話での意見はお受けできません。
- エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、東和土地改良区までお問い合わせください。